

太田市新田勤労会館指定管理者募集要項

太田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び太田市勤労会館条例に基づき、施設の管理を代行する指定管理者を次のとおり募集します。

1 対象施設

太田市新田勤労会館

太田市新田金井町 6 0 7 番地

2 対象施設の概要、構造等

- (1) 構造 鉄骨造
- (2) 階数 地上 1 階建
- (3) 敷地面積 1, 2 2 6 . 0 4 m²
- (4) 延べ面積 2 6 9 . 8 7 m²

詳細は、太田市新田勤労会館指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、対象施設の運営及び維持管理に係る次の業務を実施します。具体的な内容は、仕様書を参照してください。

- (1) 対象施設等の維持管理に関すること。
- (2) 対象施設の利用許可等に関すること。
- (3) 対象施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

4 指定管理に係る基本事項

(1) 関係法令の遵守

指定管理業務の実施に当たっては、地方自治法、地方自治法施行令、太田市勤労会館条例、太田市勤労会館条例施行規則その他関係法令を遵守するとともに、公平性の保持、安全確保に努めていただきます。

(2) 管理人員

業務内容を勘案し、必要な人員を応募者が判断してください。

(3) 利用料金

① 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 8 項及び太田市勤労会館条例第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として收受させることとします。

② 指定管理者となった者は、太田市と利用料金の額の設定に係る協議を行い、太田市勤労会館条例で定める額の範囲内で利用料金の額を決定します。

(4) 施設の運営及び維持管理、修繕費等

施設の運営費、維持管理費、機器類の保守点検費、修繕費（50 万円以下）等、施設の必要経費は全て指定管理者が委託料等で充当することとします。

(5) 指定管理の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間。

この期間は、議会の議決事項です。

(6) 意見・要望の把握及び反映

地域住民や利用者の意見・要望を把握し、管理運営に反映させられるよう努めてください。

(7) 業務の委託

指定管理者は、管理を第三者に委託することは認められません。ただし、各機器類等保守点検業務、検査業務等は専門業者に委託することができるものとします。

また、市と協議し、認められたものについては、委託することができます。

(8) 指定の取消し等

施設の適正管理を期すために、本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

(9) 指定管理者が市に損害を与えた場合の賠償

指定の取消しや指定管理者の責による施設の損傷など、指定管理者が市に損害を与えた場合は、賠償するものとします。

(10) 原状回復措置

指定期間が満了して継続して指定管理者の指定を受けていないとき又は指定の取消しによって指定管理者の指定が終了となるときは、市が認めるものを除き、原状回復措置を行っていただきます。これに係る費用請求はできません。

5 応募資格

(1) 太田市内に主たる事務所を置くものであること。

(2) 団体及びその代表者が次のいずれかに該当しない団体とし、必ずしも法人格を必要としませんが、個人では応募することができません。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から起算して5年を経過しない者又はその者の統制下にある者若しくは団体

カ 市税等を滞納している者

キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者

6 応募手続

(1) 応募書類等の配布

① 配布期間

令和7年8月1日（金）から令和7年8月13日（水）まで

② 配布場所

太田市浜町2番35号 太田市産業政策課（市庁舎5階）

午前8時30分から午後5時15分までの間（ただし、土日祝祭日を除く。）

※太田市ホームページからダウンロード可能

③ 応募に関する質問

応募に関しての質問は、次のとおりとします。

ア 質問ができる者

応募資格を有し、応募を予定する者としてします。

イ 質問の方法

質問要旨を簡潔にまとめて、令和7年8月13日（水）午後5時15分までに文書で提出してください。提出先は、産業政策課とします。（Eメール可）

ウ 質疑に対する回答

回答は、質疑者に対し令和7年8月15日（金）までに連絡するものとします。

(2) 応募書類の提出

下記により、必要書類を整えて提出期間中に持参してください。郵送、FAX、インターネット等による受付は行いません。

① 提出書類

指定管理者指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請してください。

ア 事業計画書

事業計画書には、次の事項を記載してください。

- ・ 団体に関する事項
- ・ 管理運営方針に関する事項
- ・ 実施計画に関する事項
- ・ 収支計画に関する事項
- ・ 管理運営体制に関する事項

イ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書又はこれに類する書類

エ 事業計画書、収支予算書又はこれらに類する書類

オ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

カ 法人にあっては登記事項証明書、法人でない団体にあっては代表者の住民票の写し

キ 役員名簿

ク 市税等の完納照合票 ※法人でない団体にあっては、代表者のもの

ケ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

コ 暴力団排除に関する誓約書

② 提出部数

正本 1 部、副本 1 3 部の計 1 4 部。副本は正本の複写（コピー）で可。

※原則 A 4 サイズ、様式毎に両面印刷とします。

③ 提出期間

令和 7 年 8 月 2 0 日（水） 午後 5 時 1 5 分まで

受付は、土日祝祭日を除く、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分の間とします。

④ 提出場所

太田市浜町 2 番 3 5 号 太田市産業政策課（市庁舎 5 階）

⑤ 留意事項

応募書類提出後に、提出した書類の内容を変更することはできません。ただし、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めること、また、聞き取り調査を実施することがあります。

(3) 応募に係る現地説明

必要に応じて、本指定管理に係る現地を説明いたします。

(4) 応募に要する費用

応募に要する費用は、応募者の負担とします。

(5) 応募書類について

応募書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

また、指定管理者の選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

(6) 市が提供する資料の取扱い

本募集に当たって市から応募予定者に提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、目的が検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に市が提供する資料を使用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。

7 指定管理候補者の審査等

(1) 資格審査

次に該当する応募は、失格とします。

- ① 資格要件を欠くもの
- ② 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ③ 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ④ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ⑤ その他審査に係る不正行為があったもの

(2) 指定管理者の候補者の選定

次の事項を総合的に勘案し、最も適当であると認められる内容の申請をした団体を指定管理者の候補者に選定します。

- ① 施設の利用について市民の平等な利用が確保されること。
- ② 施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- ③ 施設の管理運営を安定的に行うことができる能力を有していること。

- ④ 市民や利用者の声が反映され、サービスの質の向上を図れるものであること。
- ⑤ 管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 太田市指定管理者候補者審査委員会による審査
指定管理者の候補者の選定について、太田市指定管理者候補者審査委員会による審査を行います。なお、事業計画書等の内容について、審査委員会にて説明をしていただきます。
- (4) 選定結果の通知
選定の結果は、申請者全員に書面で通知します。

8 指定管理者の審査結果通知後の手続等

- (1) 市議会の議決
指定管理者の指定に係る議案を市議会に提出し、市議会の議決を受けます。
- (2) 指定管理者の指定及び指定管理者との協議
市議会で議決されましたら、市が指定管理者を指定した旨の告示を行い、指定の議決を受けた者と協議を開始します。
- (3) 協定の締結等
基本協定は、令和8年3月下旬に締結します。
年度協定は、令和8年4月1日に締結します。
- (4) 指定管理業務の引継ぎ
指定管理者は、指定の日に、円滑に業務を開始するため、指定の日前に必要な準備を開始していただくことになります。事前準備など業務の引継ぎに係る経費が必要な場合は、応募の収支計画書に算入しておいてください。別途に請求することはできません。

9 附属図書

- (1) 太田市新田勤労会館指定管理業務仕様書
- (2) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (3) 事業計画書
- (4) 指定管理者募集質問票
- (5) 太田市税等照合票（指定管理者用）
- (6) 誓約書
- (7) 平面図

10 問い合わせ先

太田市産業政策課経営支援係

〒373-8718 太田市浜町2番35号

TEL. 0276-47-1846（ダイヤルイン）又は 0276-47-1111 内線 2645

FAX. 0276-47-1881

Eメール 025300@mx.city.ota.gunma.jp